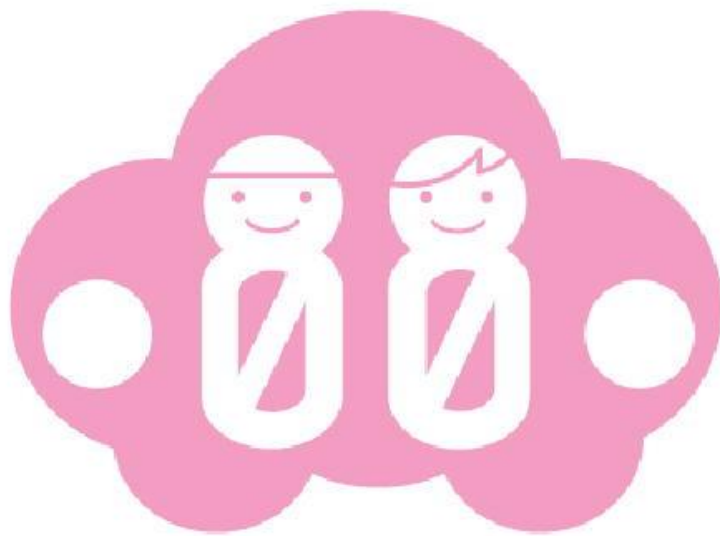


配 布 資 料

令和7年10月21日

令和7年「年末の交通安全県民運動」の実施について



ただいまの笑顔で今日も会えますように
福岡県

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

～ 資 料 目 次 ～

○ 年末の交通安全県民運動の期間・重点等について（案）-----	資料 1
○ 年末の交通安全県民運動実施要綱（案）-----	資料 2
○ 交通事故の発生状況（令和 6 年 9 月末）-----	資料 3
○ 資料（歩行中の交通死亡事故の傾向 チラシ）-----	資料 4
○ 資料（秋冬交通事故防止 チラシ）-----	資料 5
○ 資料（青切符が導入されます チラシ）-----	資料 6
○ 資料（ヘルメットの着用実態調査 チラシ）-----	資料 7
○ 資料（飲酒運転は、犯罪です チラシ）-----	資料 8

年末の交通安全県民運動の期間・重点等について

1 期間等

令和7年12月11日(木)から同月31日(水)までの21日間

※ 平成9年から上記期間で実施

2 運動の重点

- 夕暮れ時以降における交通事故の防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 飲酒運転の撲滅
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

3 運動の重点の選定理由

(1) 夕暮れ時以降における交通事故の防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～

本年9月末現在、交通事故発生件数、死者数、負傷者数はいずれも減少しているものの、交通事故死者の約半数を歩行者が占めており、そのうちの約7割は横断中の交通事故で死亡している。

さらに、12月は他の月と比較して夕暮れ時以降の歩行中の死亡事故が多く発生している状況にある。

このため、歩行者に対しては、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進を図るほか、近くに横断歩道があるところでは横断歩道を横断する、「止まって、見て、合図を出して、待って渡る」など安全な道路横断方法実践を促す必要がある。

また、運転者に対しては、早めのライト点灯やハイビームの活用促進を図るほか、高齢者には、加齢に伴う身体機能の変化に応じて、自身の体調や天候、道路状況などを考えて安全に運転する「補償運転」について周知するとともに実践を促す必要がある。

(2) 飲酒運転の撲滅

本年9月末現在の飲酒運転事故件数は72件であり、前年同期比でマイナス2件と、6年ぶりに飲酒運転事故が増加した昨年と同水準で推移している。

また、飲酒運転検挙件数は1,110件増の2,256件であるなど、飲酒運転の撲滅には程遠い状況にあり、県内において過去に発生した痛ましい飲酒運転事故の記憶の風化が懸念される。

このため、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」における「110番通報義務」の更なる周知を図るなど、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識の一層の定着を図り、県民一丸となって飲酒運転の撲滅に向けた取組を展開する必要がある。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

本年9月末現在においては、自転車関連事故の発生件数、死者数、負傷者数はいずれも減少しているものの、依然として自転車利用者の法令違反による交通事故が発生しているほか、特に酒気帯び運転については罰則整備以降多数の違反者が検挙されている状況である。

また、本年6月に実施したヘルメット着用実態調査結果では、県内の着用率は20.6%と昨年に比べ向上しているものの、いまだヘルメット着用が浸透しているとは言い難く、年代別で見ると「こどもの手本」となるべき成人・高齢者の着用率が低い状況である。

さらに、特定小型原動機付自転車利用者による通行区分違反（歩道通行）や酒気帯び運転等の交通違反の検挙も続いている。

このため、自転車及び特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進を図る必要がある。

4 実施要綱

別紙「年末の交通安全県民運動実施要綱」のとおり

5 ポスター・チラシの製作

(1) スローガンについて

「ただいまの 笑顔で今日も あえますように」

(2) ポスター・チラシについて

小・中学校交通安全図画コンクール優秀・優良作品を素材にした年末の交通安全運動にふさわしいポスター・チラシを製作予定

6 県民運動実施に伴う全体会議について

全体会議については実施せず、実施通知を送付

年末の交通安全県民運動実施要綱

令和7年12月11日(木)～31日(水)

運 動 の 目 的		この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。	
運 動 の 進 め 方		実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。	
運 動 の 重 点 及 び 実 施 事 項			
重点	夕暮れ時以降における 交通事故の防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～	飲酒運転の撲滅	自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底 とヘルメットの着用促進
運転者・歩行者は	○ 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。 ○ 外出するときは、反射材用品や明るい色の衣服等を着用しましょう。 ○ 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は絶対にやめましょう。 ○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、対向車・先行車がない状況ではハイビームを活用しましょう。	○ 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。	○ 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用し、交通ルールを理解して安全に利用しましょう。 ○ 自転車は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。歩道では必ず歩行者を優先しましょう。 ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※1) ○ 自転車保険に必ず加入しましょう。
家庭・学校・地域・職場では	○ 「止まって、見て、合図を出して、待って渡る」など道路の安全な横断について家庭等で話し合いましょう。 ○ 横断歩道手前での減速・停止義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。 ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近に起きた交通事故等について話し合いましょう。 ○ 加齢による身体機能の変化に応じ、体調や時間帯等を考えて安全に運転する補償運転を周知しましょう。	○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）に登録し、飲酒運転撲滅を呼び掛けましょう。 ○ 飲酒運転通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みしましょう。 ○ 運転前後の従業員に対して、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を確認しましょう。	○ ヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 従業員等に対し、自転車の安全利用に関する指導を行うとともに、保険加入状況を確認しましょう。 ○ 自転車の「ながらスマホ」「飲酒運転」等の交通違反の危険性について話し合いましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体は	○ 歩行者と運転者双方の交通安全意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう。 ○ 交通事故の発生状況を踏まえた広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 反射材用品等の着用をはじめ、自らの安全を守るための交通行動を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 安全運転サポート車やドライブレコーダーの普及を促進しましょう。	○ 過去に県内で発生した悲惨な飲酒運転事故の風化防止の取組を推進しましょう。 ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールの分解時間や運転に及ぼす影響等に関する広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）への登録及びハンドルキーパー運動を促進しましょう。	○ 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用に係る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 自転車のながらスマホの禁止、酒気帯び運転の罰則整備に関する広報啓発を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。
○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※1 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

令和7年9月末の交通事故発生状況について

1 県内の発生状況

発生件数は、13,029件で、前年同期比－846件（－6.1％）と減少
死者数は、60人で、前年同期比－10人（－14.3％）と減少

区分	地区等				高速道路等	合計
	福岡地区	北九州地区	筑豊地区	筑後地区		
発生件数(件)	6,368	3,413	1,012	2,008	228	13,029
増減数	-567	-109	-60	-113	+3	-846
死者数(人)	24	13	8	14	1	60
増減数	-3	-4	±0	-2	-1	-10
負傷者数(人)	7,821	4,422	1,374	2,561	379	16,557
増減数	-959	-148	-80	-120	+2	-1,305

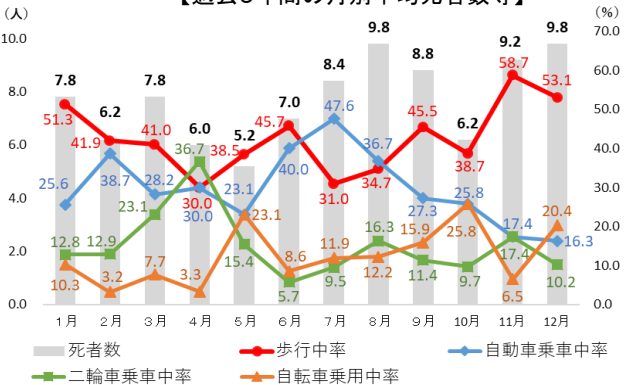
注 高速道路等とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路
（関門・九州縦貫・九州横断・東九州・大分自動車道、福岡・北九州都市高速道路、福岡前原道路、新若戸道路及び黒崎バイパス）

(参考)

【月別死者数】

年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R7	60	9	7	7	4	8	6	5	4	10			
R6	91	13	5	5	7	6	11	7	7	9	5	8	8
R5	103	9	8	10	9	4	4	9	10	12	5	7	16
R4	75	4	6	7	1	5	6	7	10	4	5	10	10
R3	101	6	4	6	7	5	10	12	14	12	8	10	7
R2	91	7	8	11	6	6	4	7	8	7	8	11	8
5年平均	92.2	7.8	6.2	7.8	6.0	5.2	7.0	8.4	9.8	8.8	6.2	9.2	9.8

【過去5年間の月別平均死者数等】



注1 過去5年間とは、令和2年から令和6年までの間をいう。
2 歩行中率、自動車乗車中率、二輪車乗車中率、自転車乗用中率とは、月別の当該状態別死者の割合をいう。

2 歩行者等関連事故発生状況

歩行者等関連事故発生件数は1,526件で、前年同期比－187件（－10.9％）と減少
高齢歩行中死者数は20人で、前年同期比＋1人（＋5.3％）と増加

事故類型 区分		人対車両					車両相互 車両単独 列車	合計
		横断中				その他		
		横断 歩道	横断歩 道付近	その他 の横断	小計			
歩行者等関連事故(件)		427	28	273	728	798	0	1,526
増減数		-99	-16	-35	-150	-36	-1	-187
歩行中死者数(人)		3	0	16	19	8	1	28
増減数		-3	-3	+9	+3	-4	-1	-2
うち高齢歩行中死者数(人)		1	0	14	15	4	1	20
増減数		-3	-2	+8	+3	-2	±0	+1

3 自転車関連事故発生状況

自転車関連事故発生件数は1,980件で、前年同期比－171件（－7.9％）と減少
自転車対歩行者等の事故発生件数は80件で、前年同期比＋9件（＋12.7％）と増加

区分	自転車関連	自転車対歩行者等	自転車対自転車	自転車対一般原付
発生件数(件)	1,980	80	27	32
増減数	-171	+9	-6	-7
死者数(人)	8	0 (0)	0	0 (0)
増減数	-1	±0 (±0)	±0	±0 (±0)
負傷者数(人)	1,906	2 (80)	29	28 (4)
増減数	-184	+2 (+9)	-7	-11 (+4)

※ 自転車の死傷者数 ※ ()は歩行者等の死傷者数 ※ ()は一般原付の死傷者数

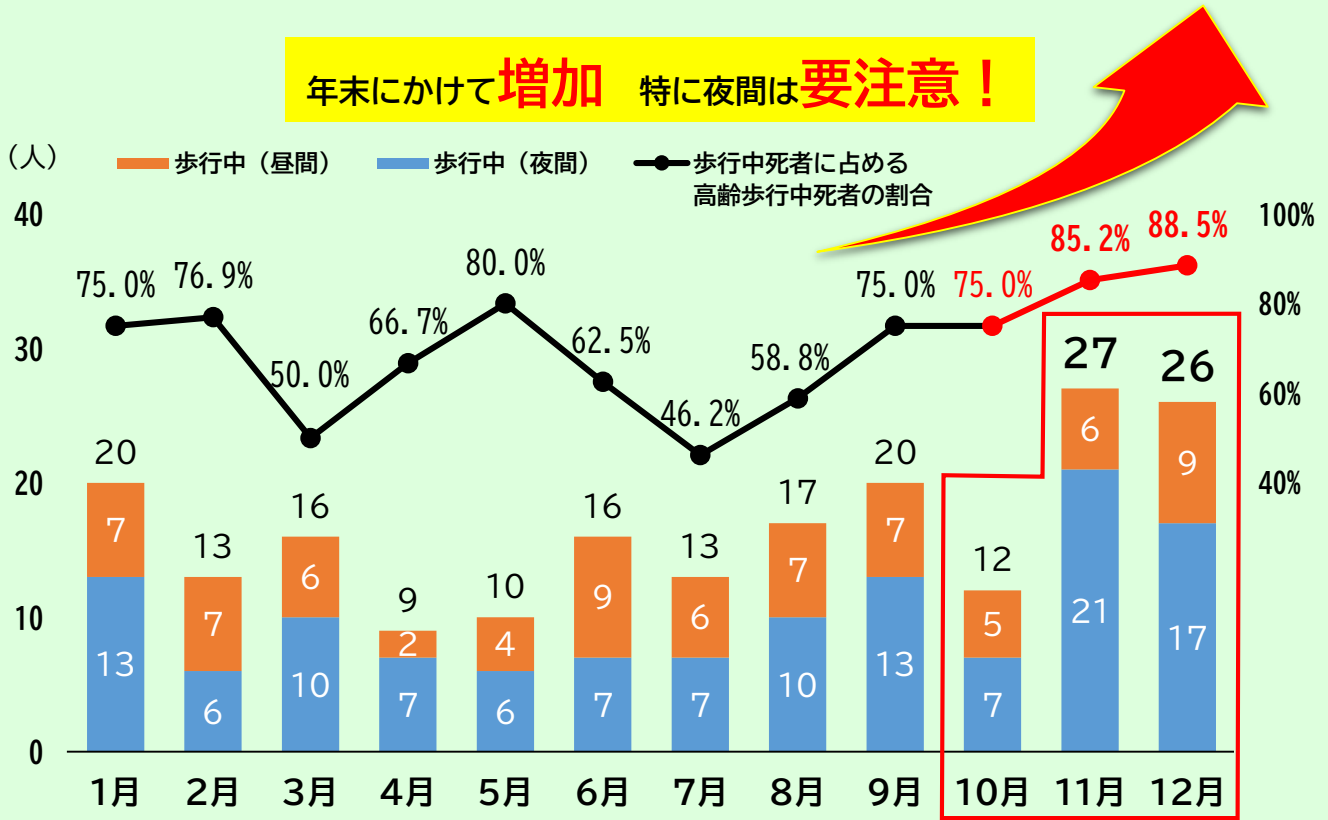
4 飲酒運転による事故発生状況(1当一般原付以上)

飲酒運転による事故発生件数は72件で、前年同期比－2件（－2.7％）と微減
飲酒運転による死亡事故発生件数は2件で、前年同期比±0件と横ばい

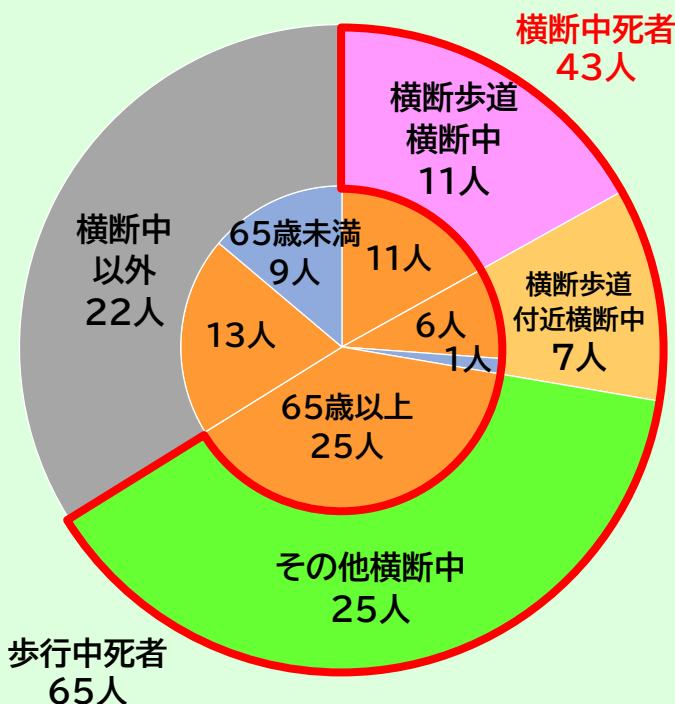
区分	飲酒	酒気帯び			基準以下	検知不能	合計
		酒酔い	0.25mg/L以上	0.25mg/L未満			
発生件数(件)		4	52	6	58	9	72
増減数		+2	-9	-2	-11	+7	-2
うち死亡事故件数(件)		0	1	0	1	1	2
増減数		±0	-1	±0	-1	+1	±0

10月から12月における歩行中の交通死亡事故の傾向

○ 歩行中の月別・昼夜別死者数の推移(令和2～6年合計)



○ 10月から12月の歩行中死者の事故類型別(令和2～6年合計)



横断中死者の**約9割**は**高齢者**！

交通事故抑止のポイント！

○ ドライバーは、

- ・ 横断歩道は必ず歩行者優先！
- ・ 早めのライト点灯とハイビームを活用して、歩行者を早期に発見！



○ 歩行者は、

- ・ 横断前の確実な安全確認！
- ・ 反射材用品、明るい目立つ色の衣服を身に付けて、ドライバーにアピール！



秋冬交通事故防止

日没後1時間
は特に要注意！

高齢歩行者の死亡事故多発



早めのライト点灯 ハイビームの活用

きちんと
横断歩道
を渡るぞ

ロービームだと
約40mだから
2倍以上だね！

ハイビームなら約100m先
の人を発見できるんだよ！(^^)！



⚠ (対向車や先行車があるときは、ロービームで！)

横断歩道の手前でしっかり 減速！！

運転に集中！！

安全運転できていますか？

漫然運転！
わき見運転！



反射材の活用

反射材用品・明るい目立つ色の衣服
を身に着け、運転者に自身の存在を
アピールして身を守りましょう



福岡県警HP
(交通安全動画)

福岡県警察





自転車の一定の交通違反に

青切符が導入されます

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車をはじめとする軽車両の一定の交通違反は、交通反則通告制度を適用する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、自転車の一定の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。

「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が導入されます。

対象
車両

自転車

対象となる行為 113 種類

通行区分違反
(右側通行)



通行区分違反
(歩道通行)



遮断踏切立入り



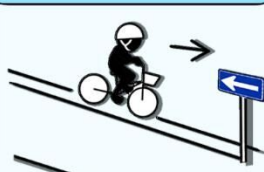
並進



通行禁止違反
(進入禁止)



通行禁止違反
(一方通行)



信号無視



携帯電話使用等



指定場所一時不停止



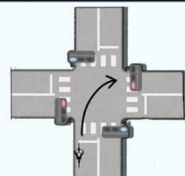
公安委員会遵守事項違反
(傘さし運転)



公安委員会遵守事項違反
(周りの音が聞こえない)



交差点右左折方法違反



などがあります。

反則金額は原付バイクと同等

酒気帯び運転等の悪質な違反については、往來どおり、刑事処分の対象となります。

▶▶その他不明な点は、警察庁交通局がホームページに掲載している「自転車ルールブック」をご参照ください。

また、福岡県警察では、ホームページにおいて自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」を掲載していますので、ぜひご確認ください！



福岡県警察

自転車は車両の仲間です



自転車乗車用ヘルメットの着用実態調査結果

～福岡県警察独自調査～



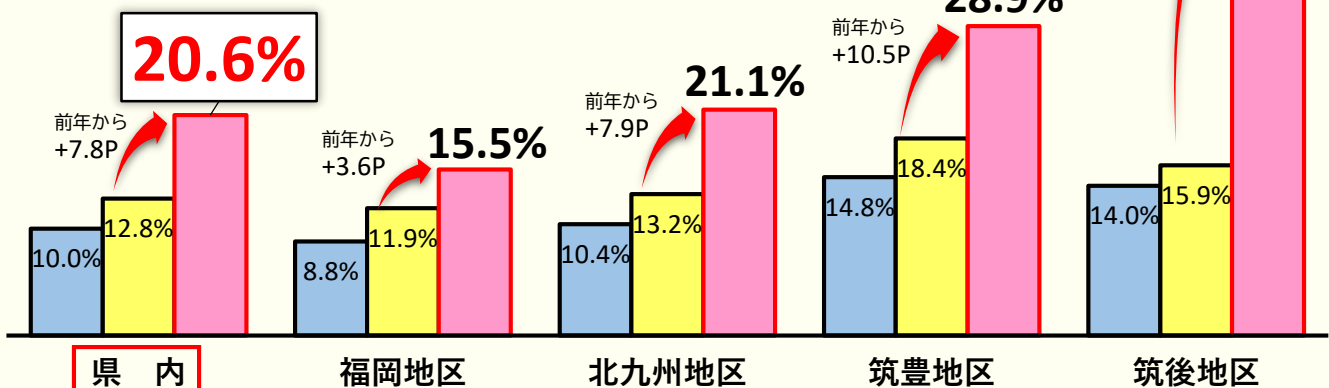
地区別着用率

■ R5 ■ R6 ■ R7

調査期間: 令和7年6月2日～同月30日

調査場所: 県下の駅、商店街周辺等の36か所

※ 令和5年・令和6年は37か所で調査を実施

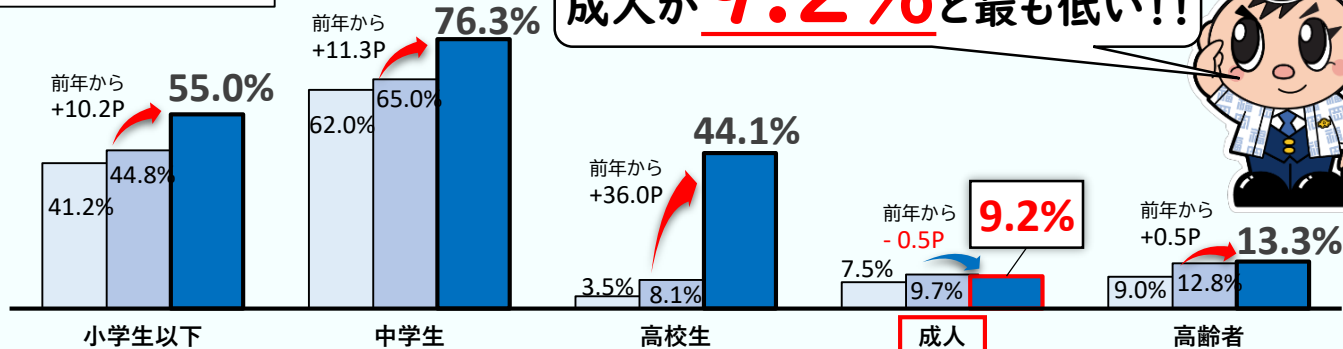


地区別	県内		福岡地区		北九州地区		筑豊地区		筑後地区	
	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減
平均	20.6%	+7.8P	15.5%	+3.6P	21.1%	+7.9P	28.9%	+10.5P	39.8%	+23.9P
調査数(うち着用)	10,770人(2,220人)		7,061人(1,093人)		1,739人(367人)		218人(63人)		1,752人(697人)	

年代別着用率

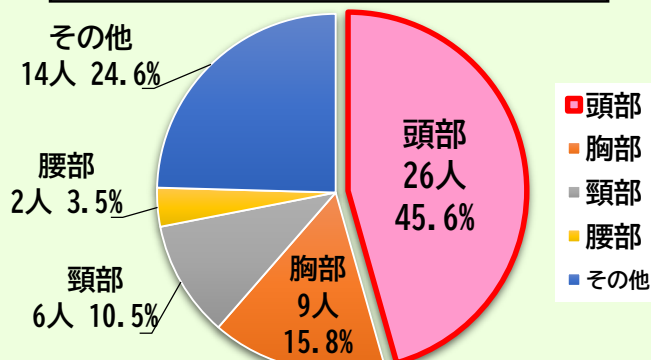
□ R5 ■ R6 ■ R7

成人が9.2%と最も低い!!



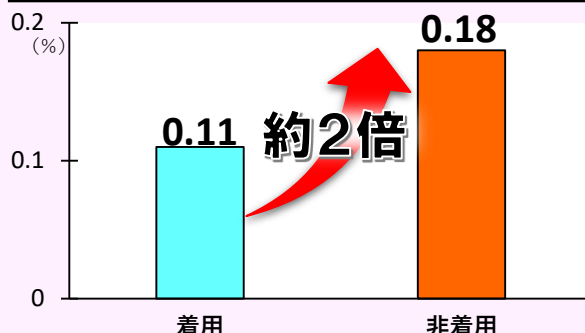
年代別	小学生以下		中学生		高校生		成人		高齢者	
	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減	着用率	増減
平均	55.0%	+10.2P	76.3%	+11.3P	44.1%	+36.0P	9.2%	-0.5P	13.3%	+0.5P
調査数(うち着用)	202人(111人)		477人(364人)		2,194人(967人)		6,675人(616人)		1,222人(162人)	

自転車乗車中死者の人身損傷主部位 【令和2年～令和6年合計】



注「その他」は、顔部、腹部等をいう。

ヘルメット着用有無別「頭部」損傷致死率の比較 【令和2年～令和6年合計】



注 自転車乗車中死傷者に占める人身損傷主部位が「頭部」であった死者の構成率を比較したもの

飲酒運転は、犯罪です。



逮捕者も出ています。

実名報道
家庭崩壊
失業・・・



想像を絶する程大きな代償を払うことになります。

違反種別	罰則
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金

酒類の提供～2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

飲食店は、来店者の飲酒運転を防止するため、来店者に**車両利用の有無を確認し、帰宅方法の申告を求め、運転者には、酒類を提供しないことが条例※**で定められています。

※ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例



STOP
飲酒運転

飲酒運転取締り強化中



福岡県警察

■ 一般違反行為による処分基準

欠格期間等		累積点数			
		前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
免許 (拒否の取消し)	5(5)年欠格	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
	4(5)年欠格	40～44点	35～39点	30～34点	25～29点
	3(5)年欠格	35～39点	30～34点	25～29点	20～24点
	2(4)年欠格	25～34点	20～29点	15～24点	10～19点
	1(3)年欠格	15～24点	10～19点	5～14点	4～9点
免許の停止(保留)		6～14点	4～9点	2～4点	2点又は3点

■ 特定違反行為による処分基準

欠格期間等		累積点数			
		前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
免許 (拒否の取消し)	10(10)年欠格	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上
	9(10)年欠格	65～69点	60～64点	55～59点	50～54点
	8(10)年欠格	60～64点	55～59点	50～54点	45～49点
	7(9)年欠格	55～59点	50～54点	45～49点	40～44点
	6(8)年欠格	50～54点	45～49点	40～44点	35～39点
	5(7)年欠格	45～49点	40～44点	35～39点	
	4(6)年欠格	40～44点	35～39点		
	3(5)年欠格	35～39点			

※ 前歴…過去3年間に免許の効力の停止を受けた回数

()の年数…免許の拒否・取消し・6月を超える期間の自動車等の運転禁止を受けたことがある者が、一定の期間に再び拒否・取消し・6月を超える期間の自動車等の運転禁止を受けた場合の欠格年数